

議案第18号

一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月20日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職職員の給与に関する条例(昭和32年佐倉市条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第3イ 教育職・保育職給料表級別基準職務表を次のように改める。

イ 教育職・保育職給料表級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
3級	1 主任保育士の職務 2 主任栄養士の職務 3 主任幼稚園教諭の職務 4 主任養護教諭の職務 5 主任看護師の職務
2級	高度の技能又は経験を必要とする保育士、栄養士、幼稚園教諭、養護教諭又は看護師の職務
1級	保育士、栄養士、幼稚園教諭、養護教諭若しくは看護師の職務又はフルタイム会計年度任用職員(規則で定める職務に限る。)が行う職務

(一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成26年佐倉市条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「令和5年3月31日までの間」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。